

証人意見陳述・2人90分（申請4人80分）認められる！

次回公判「証人意見陳述と審問」—10月22日（金）午後2時～3時半

みんなで参加し、法廷で住民のひたむきな姿を訴えよう！

被告—宇治市弁護士立ち往生。被告答弁書の矛盾明らかに！！

残暑厳しい毎日、みなさんお変わりありませんか。9月1日に行われた開浄水場休止差止裁判—控訴審第3回公判の結果をご報告致します。

一、11の3年間で最も裁判らしい裁判でした。法廷で、湯川弁護士が宇治市主張（答弁内容）の矛盾を鋭く追及。被告宇治市側弁護士が立ち往生。

二、市水道部—「休止根拠がない」と明らかに。結局、前回市が主張した「休止は契約の問題ではなく、事業計画の問題である」との答弁書は、間違いであることを認めたのです。なぜなら、開浄水場休止の事業計画書など、全く存在しないからです。

三、住民側証人、二人・90分認められる。裁判長は、私達が申請した証人四人・80分のうち、歴史的事実を検証できる二人を認めました。このことは、大変重要な意味があります。

まず①、四人のうち二人が認められたこと。（市側は証人は全く必要ないと主張。）②、時間が90分は破格の扱いであること。審問と証言に十分な時間がとられたことです。③、裁判長は、住民との約束があったかどうかの歴史的事実を重要視されている可能性が高いことです。

四、次回裁判は、10月22日（金）公判内容は、住民側証人の審問と証言で、時間は二時から三時半までの90分です。テレビで見たことがあるような、弁護士が質問し証人が答えるあの場面が、開浄水場問題で、実際に再現されます。

五 最大の山場です。一緒に行きましょう。裁判の最大の山場です。伊勢田駅正午過ぎの電車で淀屋橋まで行きます。ご近所のみなさんお誘い合わせのうえご参加ください。